

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号、平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年8月28日棄却・不受理・確定

（第一審・福岡地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成19年6月22日判決、本資料257号－124・順号10733）

（控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成21年3月18日判決、本資料259号－49・順号11162）

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	木上 勝征ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	西川 英之

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年8月28日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中川 了滋

裁判官 今井 功

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。